

ひまわり幼稚園「園児の個人情報管理・運用規程」

(趣旨)

第1条 この規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月。以下「法」という。)及び文部科学省の「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成17年1月。以下「指針」という。)の規定に基づき、ひまわり幼稚園が取り扱う園児の個人情報の適切な管理及び運用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語は、法及び指針中の用語の例による。

(教職員の責務)

第3条 教職員は、個人情報の保護の重要性を認識し、園児の個人情報の取り扱いにあたっては、園児の権利利益を侵害することのないよう努める。

2 教職員は、職務に関して知り得た園児の個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(個人情報管理責任者)

第4条 園児の個人情報の適切な管理及び運用のため、個人情報管理責任者を置き、副園長がその任を負う。

2 個人情報管理責任者は、園児の個人情報に関する不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えい等の防止のため、安全対策を実施し、その維持及び改善を行う。

(収集)

第5条 園児の個人情報を収集するときは、園児及び保護者にあらかじめ個人情報を取り扱う利用目的を明示し、それに必要な範囲内で収集する。(別表)

2 園児の個人情報を収集するときは、法第十六条第3項各号の場合を除き、本人及び保護者から収集する。

3 法第十六条第3項各号の規定により本人以外のものから園児の個人情報を収集する場合は、園長の判断によりこれを行う。

4 思想、信条、信教及び社会的差別の原因となるおそれのある場合は、園児の個人情報は収集しない。

(提供)

第6条 園児の個人情報を取り扱う利用目的以外のために園児の個人情報を利用し、又は提供しない。

2 法令又は条例の規定や本人及び保護者の同意がある場合、又は人の生命、身体や財産を保護するために緊急を要する場合の園児の個人情報の利用及び提供は、園長の判断によりこれを行う。

3 前項の規定により園児の個人情報を第三者に提供する場合は、次に掲げる措置を講ずるよう求める。

(1) 提供先において、その構成員に対し当該園児の個人情報の取り扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、又は盗用してはならないこと。

(2) 提供先が当該園児の個人情報の再提供を行うにあたっては、園長の了承を得ること。

(3) 提供先における保管期間等を明確化すること。

(4) 提供先において、利用目的達成後、知り得た園児の個人情報の返却又は提供先における破棄もしくは削除が適切かつ確実になされること。

(5) 提供先における園児の個人情報の複写及び複製(安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。)を禁止すること。

(オンライン結合による提供の制限)

第7条 公益上の必要があり、且つ、園児の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限り、第三者に対して、オンライン結合による園児の個人情報を提供する。

2 オンライン結合による園児の個人情報の提供を開始しようとするときは、法令又は条例の規定に基づく提供や国、県、他の地方公共団体等への提供の場合を除き、あらかじめ園長の意見を聴くこととする。オンライン結合による園児の個人情報の提供の内容を変更しようとするときも同様とする。

3 園児の個人情報をオンライン結合により提供する場合は、園長の判断によりこれを行う。

(個人情報の適切な管理)

第8条 園児の個人情報の安全管理のために、園児の個人情報を取り扱う教職員及びその分掌等を明確にした上で、その業務を行う。

2 園児の個人情報は、分掌等で必要な限りにおいて取り扱う。

(園外への持ち出し)

第9条 教職員は、利用目的から持出しが許可される場合を除き、園児の個人情報をみだりに園外に持ち出さない。

2 前項において、教職員がやむを得ず園外に園児の個人情報を持ち出すときは、園長の許可を受けることとする。

(廃棄)

第10条 法令等で定められた園児の個人情報については、規定に基づき、保存期間満了後に速やかに廃棄する。

2 その他の個人情報については、保存する必要がなくなった後に速やかに廃棄する。

(相談窓口等の整備)

第11条 園児の個人情報の取扱いに関する相談及び苦情の適切且つ迅速な処理を行うため、相談及び苦情は本園の個人情報管理責任者である副園長を窓口として必要な体制の整備に努める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

* [] 内は個人情報の種類

1 在園中の学籍管理に関する業務のために収集するもの

- ・入園願書〔氏名、生年月日、性別、保護者氏名、住所、電話番号〕
- ・クラス写真、個人写真〔写真〕

2 在園中の保育指導に関する業務のために収集するもの

- ・家庭調査書〔氏名、生年月日、性別、保護者氏名、住所、電話番号、家庭状況、就学先小学校〕
- ・就学関係模擬試験等の結果〔氏名、試験結果〕
- ・検定試験結果〔氏名、検定試験の種類〕

3 在園中の健康・安全管理に関する業務のために収集するもの

- ・保健カード〔氏名、生年月日、性別、保護者氏名、出生体重、電話番号、健康保険の種類、緊急連絡先、既往症、生活習慣、特記事項〕

4 在園中の納入金に関する業務のために収集するもの

- ・保育料等関係書類〔氏名、口座名義人、保護者氏名及び印、住所、金融機関名、預貯金種別、口座番号〕

5 在園中の学習等に関する統計的資料作成業務のために収集するもの

- ・受験願、受験報告書〔氏名、保護者氏名、受験先、受験結果〕

6 在園中及び卒園後の学園の情報発信に関する業務のために収集するもの

- ・PTA会報誌、幼稚園公式サイト〔氏名、写真、記事〕

7 卒園後の在籍管理に関する業務のために収集するもの

- ・卒園証書台帳〔氏名、生年月日、証書番号、保育期間、就学先小学校〕
- ・保育指導要録(学籍に関する記録)〔氏名、生年月日、性別、保護者氏名、住所〕
- ・卒園アルバム〔氏名、写真、活動〕